

1 計画の目的

「小鹿野町地域防災計画」（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小鹿野町防災会議が作成する災害対策に関する計画です。

本町における災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を実施するための必要事項を定め、町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震及び風水害等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とします。

2 計画改定の趣旨

本町の地域防災計画は、平成29年の防災基本計画の修正や、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン、関連法令の改正を受け、平成30年3月に改定されました。その後、平成31年・令和元年に軽微な修正をしたものが現行計画となっています。

近年では、地震のみならず、台風や異常気象によるゲリラ豪雨等による洪水・土砂災害も多く発生しています。特に、令和元年10月の東日本台風では、本町でも孤立集落の発生や家屋の全壊、道路の崩落など、甚大な被害に見舞われることとなりました。

国では、東日本大震災以降、各地で発生した災害を教訓として、防災・減災対策の強化に資する「防災基本計画」を、概ね毎年改定しています。また、埼玉県においても、令和3年・令和4年に「埼玉県地域防災計画」の改定を行っています。

こうしたことから、本町においても、災害に関連する各種法律の改正内容や、国・県の防災計画の改正内容を踏まえ、本町のさらなる防災・減災対策の推進に向けて、現行地域防災計画の改定を行います。

3 改定の方針

関連法令の改正、国の「防災基本計画」及び「埼玉県地域防災計画」をふまえ、今回の主な改定項目は下記の6項目となります。

- ① 関連法令の改正内容を踏まえた修正
- ② 国の「防災基本計画」の改正内容を踏まえた修正
- ③ 埼玉県地域防災計画 の改正内容を踏まえた修正
- ④ 町の組織機構の改編
- ⑤ 町の関連計画、個別計画（受援計画など）との整合性
 - ・ 関連計画：第2次小鹿野町総合振興計画、国土強靱化地域計画
 - ・ 個別計画：受援計画、避難所運営マニュアル、職員初動マニュアル
避難情報の判断伝達マニュアル、業務継続計画 等
- ⑥ 令和元年東日本台風、近年の災害教訓をふまえた修正

4 平成30年3月以降 関連法令、通達・資料等の主な改定内容

(1) 関連法令

平成30年3月以降の関連法令について、主な改定内容は以下のとおりです。

改定年月	関連法令	主な改定内容
H30.06	災害対策基本法	●被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化
H31.01	建築物の耐震改修の促進に関する法律	●避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付け
RO2.12	被災者生活再建支援法	●支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）を追加
RO3.05	災害対策基本法	●避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直す ●避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化

(2) 関連通達、資料等

平成30年3月以降の関連通達・資料等について、主な改定内容は以下のとおりです。

改定年月	関連法令	主な改定内容
H30.06	市町村のための水害対応の手引き	●地域の防災力を高めるための取組の推進 ・出水期前における住民参加型の避難訓練実施 ・自助、共助の取組の促進
H31.03	平成30年7月豪雨を踏まえ2019年度出水期までに実施する具体的な取組	●学校における防災教育・避難訓練
RO2.06	新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応	●新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対策強化
RO2.12	「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」	●避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化
RO2.12	「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」	●避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐために関係者と連携
RO4.05	今出水期から行う防災気象情報の伝え方の改善について	●キキクル（危険度分布）「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合 ●大雨特別警報（浸水害）の指標の改善
RO4.06	避難情報に関するガイドライン（更新）	●避難指示（L4）で、危険な場所から全員避難する必要がある

5 関連法令等に基づく改定概要の一覧

本計画の現行計画策定以降（平成30年3月以降）の関連法令、通達・資料に基づく改定概要の一覧は以下のとおりとなります。

(1) 総則

※素案記載頁欄の「風水害・事故災害等対策編」は「風」、「震災対策編」は「震」と表記

No	関連法令等の改定ポイント	根拠	素案 掲載頁
1	●社会条件の最新情報を追加（人口、世帯数の追加）	令和2年 国勢調査	風 P2
2	●過去の主な災害記録を追加（令和元年東日本台風）	—	風 P4

(2) 風水害・事故災害対策編

No	関連法令等の改定ポイント	根拠	素案 掲載頁
3	●女性の視点を踏まえた防災対策の推進 ・防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む	防災基本計画 R03.05	風 P21
4	●中小企業における防災・減災対策の普及促進	防災基本計画 R01.05	風 P23
5	●事業者による危険物流出事故の防止対策の推進	防災基本計画 R02.05	風 P23
6	●行政、NPO、ボランティア等による情報共有会議の整備・強化	防災基本計画 R01.05	風 P24
7	●被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成	小鹿野町 国土強靱化計画 R03.11	風 P24
8	●町民の「自らの命は自らが守る」意識の徹底、地域災害リスクと取るべき避難 ・避難訓練と合わせた防災教育実施や防災と福祉の連携等行動等の周知	防災基本計画 H30.06	風 P29
9	●正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進	災害対策基本法 R03.05	風 P30
10	●避難所開設、運営訓練の実施	災害対策基本法 R03.05	風 P31
11	●新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応	新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応 R02.06	風 P31
12	●防災活動拠点の強化 ・災害対策室の設置、臨時ヘリポート等の整備検討	小鹿野町国土強靱化計画 R03.11	風 P36

No	関連法令等の改定ポイント	根拠	素案掲載頁
13	●道路ネットワーク全体としての機能への影響を最小化するための措置の具体化	防災基本計画 H30.06	風 P37
14	●業務継続計画（BCP）の検証と見直しの実施	第2次小鹿野町総合振興計画 H31.03	風 P39
15	●迅速な救助の実施 ・町と県による連絡調整の実施	防災基本計画 H30.06	風 P39
16	●地方公共団体による応援協定等について、実効性確保の重要性を理念として明確化	防災基本計画 H30.06	風 P39
17	●広域避難に関する事項 ・災害が発生するおそれの段階での広域避難実施のための自治体間協議 ・他の自治体や運送事業者等との協定の締結 ・大規模広域災害時に円滑避難が可能となる、実践型の防災訓練の実施	防災基本計画 R03.05	風 P39
18	●災害対応業務のデジタル化の推進 ・効果的、効率的な防災対策を行うためのAI、SNSの活用など	災害対策基本法 R03.05	風 P41
19	●避難勧告・指示を「避難指示」に一本化 ・従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方の包括的見直し	災害対策基本法 R03.05	風 P45
20	●洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る、町による避難勧告の発令基準設定	防災基本計画 H30.06	風 P46
21	●パーティション等の備蓄の促進 ・マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進	災害対策基本法 R03.05	風 P49
22	●災害リスクととるべき行動の理解促進 ・避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がない等）の理解促進	防災基本計画 R02.05	風 P50
23	●新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた避難所運営マニュアルの改定	小鹿野町 国土強靱化計画 R03.11	風 P50
24	●地域との連携 ・ボランティアの育成 ・地域ぐるみの支援体制の充実 ・地域包括ケアシステムの充実	第2次小鹿野町総合振興計画 H31.03	風 P54
25	●避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐために関係者と連携	「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」 R02.12	風 P56
26	●被災者への物資支援の充実 ・物資調達、輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援推	防災基本計画 R02.05	風 P59

No	関連法令等の改定ポイント	根拠	素案 掲載頁
27	●避難所における食物アレルギーへの配慮	防災基本計画 R04.06	風 P60
28	●自治体等の災害対応における先進技術の導入促進	防災基本計画 R04.06	風 P65
29	●用水の氾濫を防止するための自動転倒堰、排水路等の整備	小鹿野町 国土強靱化計画 R03.11	風 P69
30	●洪水ハザードマップの活用	小鹿野町 国土強靱化計画 R03.11	風 P69
31	●土砂災害予防計画の構成変更 ・土砂災害(特別)警戒区域 ・土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所) ・砂防三法指定区域 ・山地災害危険地区、に分類した構成に変更	土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律 H13.04	風 P70
32	●要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化	防災基本計画 H30.06	風 P72
33	●大規模盛土造成地マップの作成、公表	県地域防災計画 R04.03	風 P78
34	●消防団員の確保対策 ・機能別団員制度、PR活動の実施、事業への消防団応援事業所登録の推進など	小鹿野町 国土強靱化計画 R03.11	風 P85
35	●農業生産基盤の整備 ・基幹農業水利施設等の整備推進、遊休農地の利活用の推進	小鹿野町 国土強靱化計画 R03.11	風 P94
36	●一般送配電事業者等における無電柱化の促進	防災基本計画 R04.06	風 P96
37	●大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応 ・計画的、予防的な通行止め等の対応検討	災害対策基本法 R03.05	風 P103
38	●長期停電・通信障害への対応強化 ・病院等重要施設の非常用電源確保の推進 ・重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化	防災基本計画 R02.05	風 P112
39	●被災町が行う災害マネジメントの総合的支援	応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル 〈第4版〉 R03.05	風 P131

No	関連法令等の改定ポイント	根拠	素案掲載頁
40	●被災自治体への応援職員等の感染症対策 ・応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底 ・応援職員等の執務スペースの適切な空間確保	災害対策基本法 R03.05	風 P131
41	●キキクル(危険度分布)「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合 ●避難指示(警戒レベル 4)で、危険な場所から全員避難の必要あり	今出水期から行う 防災気象情報の 伝え方の改善に ついて R04.05	風 P139
42	●無人航空機を活用した情報収集	防災基本計画 R02.05	風 P148
43	●避難所における感染症対策 ・避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等	災害対策基本法 R03.05	風 P180
44	●避難所外避難者への支援	県地域防災計画 R03.03	風 P281
45	●福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保	災害対策基本法 R03.05	風 P183
46	●防災ボランティアと自治体・住民・NPO 等との連携・協働の促進	災害対策基本法 R03.05	風 P204
47	●災害廃棄物処理体制の整備 ・国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成、周知	防災基本計画 R02.05	風 P206
48	●法改正による財政援助措置対象の変更	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 R04.05 改正	風 P212
49	●それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建	災害対策基本法 R03.05	風 P215
50	●支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)を追加	被災者生活再建支援法 R02.12	風 P222
51	●避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援	応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル (第4版) R03.05	風 P227

(3) 震災対策編

No	関連法令等の改定ポイント	根拠	素案掲載頁
52	●災害リスクととるべき行動の理解促進 ・豪雨時等の事業者のテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施	防災基本計画 R02.05	震 P279

53	●企業の業務継続計画（BCP）策定支援 ・商工会と連携した企業における業務継続計画の策定支援	小鹿野町 国土強靱化計画 R03.11	震	P279
54	●水道施設の整備	小鹿野町 国土強靱化計画 R03.11	震	P281
55	●木造住宅耐震化の推進	第2次小鹿野町総合振興計画 H31.03	震	P282
56	●空き家対策	第2次小鹿野町総合振興計画 H31.03	震	P283
57	●「家具固定サポーター登録制度」についての周知と制度の活用推進	小鹿野町 国土強靱化計画 R03.11	震	P283
58	●電気供給の応援協力	小鹿野町 国土強靱化計画 R03.11	震	P293
59	●南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	防災基本計画 R01.05	震	P331
60	●シビアコンディションの共有と取組の実施の追加	県地域防災計画 R04.03	震	P337 ～

（４）現行計画において記載済みのもの

平成30年3月以降の関連法令、通達・資料で内容が改定されましたが、本計画の現行計画において既に記載済みであったものは、以下のとおりとなります。

No	関連法令等の改定ポイント	根拠	素案掲載頁
①	●地域の防災力を高めるための取組の推進 ・自助、共助の取組の促進	市町村のための 水害対応の手引き H30.06	風 P24
②	●災害リスクととるべき行動の理解促進 ・ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知	防災基本計画 R02.05	風 P28
③	●避難所等における再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備	防災基本計画 R04.06	風 P49
④	●避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画作成を市町村に努力義務化	災害対策基本法 R03.05	風 P57
⑤	●外国人に対する防災・気象情報の多言語化	防災基本計画 R01.05	風 P58
⑥	●事前防災の取組や複合災害への対応の推進 ・複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し備えを充実	災害対策基本法 R03.05	風 P229
⑦	●避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付け	建築物の耐震改修の促進に関する法律 H31.01	震 P282

6 改定の概要

(1) 新設項目

① 「総則」について

現行計画では、「風水害・事故災害等対策編」「震災対策編」それぞれに総則が記載されていました。今回の改定計画では、新たに「総則」を設け、「風水害・事故災害等対策編」「震災対策編」を合わせた内容を「総則」として記載します。

項目については、以下のとおりとします。

(※赤字は新設項目)

総則	P 1
第1節 計画の目的	P 1
第1 趣旨	P 1
第2 計画の策定	P 1
第3 計画の用語	P 1
第2節 小鹿野町の概要	P 2
第1 自然条件	P 2
第2 社会条件	P 2
第3 災害履歴	P 3
第3節 過去の地震の履歴	P 5
第4節 地震被害想定	P 6
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	P 10

② 「風水害・事故災害等対策編」について

今回の改定計画では、第1章「災害予防計画」については、第2章「災害応急対策計画」、第6章「事故災害等対策計画」との対応をふまえ、新たに8つの「節」を設けます。

また、第6章「事故災害等対策計画」については、第1章「災害予防計画」との対応をふまえ、新たに2つの「節」を設けます。

新設の「節」については、以下のとおりとします。

(※赤字は新設項目)

風水害・事故災害等対策編	P 19
第1章 災害予防計画	P 21
第 6節 応急活動及び応援協力体制の整備計画	P 39
第16節 林野火災予防計画	P 87
第18節 原子力事故災害予防計画	P 91
第19節 農業災害予防計画	P 94
第21節 雪害予防計画	P 98
第22節 火山噴火降灰予防計画	P 105
第24節 大規模停電予防計画	P 112
第25節 ライフライン災害予防計画	P 113
第6章 事故災害等対策計画	P 245
第 8節 雪害対策計画	P 262
第12節 ライフライン災害対策計画	P 274

③ 「震災対策編」について

今回の改定計画では、第1章「震災予防計画」については、「風水害・事故災害等対策編」や第2章「震災応急対策計画」との対応をふまえ、新たに3つの「節」を設けます。

また、第2章「震災応急対策計画」については、「風水害・事故災害等対策編」や第1章「震災予防計画」との対応をふまえ、新たに2つの「節」を設けます。

さらに、県の改定計画において記載されている「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」については、新たに「章」も設け記載します。

新設の「章」「節」については、以下のとおりとします。

(※赤字は新設項目)

震災対策編	P 275
第1章 震災予防計画	P 277
第 1 節 防災組織整備計画	P 277
第 8 節 応急活動及び応援協力体制の整備計画	P 284
第19節 ライフライン災害予防計画	P 293
第2章 震災応急対策計画	P 297
第 2 節 事前措置及び応急措置等計画	P 302
第25節 ライフライン災害対策計画	P 326
第6章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	P 331

(2) 全体構成 (案)

小鹿野町地域防災計画の全体構成 (案) は以下のとおりとします。

(※赤字は新設項目)

構 成 項 目 (案)	掲載頁
総則	P 1
風水害・事故災害等対策編	P 19
第1章 災害予防計画	P 21
第2章 災害応急対策計画	P 114
第3章 災害復旧復興対策計画	P 211
第4章 複合災害対策計画	P 229
第5章 広域応援計画	P 234
第6章 事故災害等対策計画	P 245
震災対策編	P 275
第1章 震災予防計画	P 277
第2章 震災応急対策計画	P 297
第3章 震災復旧復興対策計画	P 330
第4章 複合災害対策計画	P 330
第5章 広域応援計画	P 330
第6章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	P 331
第7章 最悪事態 (シビアコンディション) への対応	P 333

7 計画の目次構成（案）

今回の計画の目次構成（案）は、以下のとおりとなります。

（※赤字は新設項目）

小鹿野町地域防災計画 目次構成（案）	現行計画 記載状況	備考	素案 掲載頁
総則	—	新設	
第1節 計画の目的	○	移設	P 1
第2節 小鹿野町の概況	○	移設	P 2
第3節 過去の地震の履歴	○	移設	P 5
第4節 地震被害想定	○	移設	P 6
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○	移設	P 10
風水害・事故災害等対策編			
第1章 災害予防計画	○	—	P 21
第1節 防災組織整備計画	○	—	P 21
第2節 防災まちづくり計画	○	移設	P 25
第3節 防災教育計画	○	—	P 27
第4節 防災訓練計画	○	—	P 31
第5節 防災活動拠点等整備計画	○	—	P 35
第6節 応急活動及び応援協力体制の整備計画	—	新規	P 39
第7節 災害情報体制の整備計画	○	—	P 41
第8節 避難予防対策計画	○	—	P 45
第9節 要配慮者安全確保計画	○	移設	P 53
第10節 物資及び資機材等の備蓄計画	○	—	P 59
第11節 医療体制等の整備計画	○	—	P 66
第12節 水害予防計画	○	—	P 69
第13節 土砂災害予防計画	○	内容大幅変更 ※関連法令、県 計画合わせる	P 70
第14節 竜巻等突風予防対策	○	移設	P 79
第15節 火災予防計画	○	—	P 84
第16節 林野火災予防計画	—	新設	P 87
第17節 危険物等災害予防計画	○	—	P 89
第18節 原子力事故災害予防計画	—	新設	P 91
第19節 農業災害予防計画	—	新設	P 94
第20節 道路災害予防計画	○	移設	P 95
第21節 雪害予防計画	○	新設	P 98
第22節 火山噴火降灰予防計画	○	新設	P 105
第23節 文化財災害予防計画	○	移設	P 111
第24節 大規模停電予防計画	○	新設	P 112
第25節 ライフライン災害予防対策	—	新設	P 113
第2章 災害応急対策計画	○	—	P 114
第1節 活動体制計画	○	現行計画の 動員配備計画 を追記	P 114

(※赤字は新設項目)

小鹿野町地域防災計画 目次構成(案)	現行計画 記載状況	備考	素案 掲載頁
風水害・事故災害等対策編			
第2章 災害応急対策計画			
第2節 事前措置及び応急措置等計画	○	—	P 126
第3節 応援協力要請計画	○	—	P 128
第4節 自衛隊災害派遣要請計画	○	移設	P 133
第5節 県防災ヘリコプター出場要請計画	○	移設	P 136
第6節 注意報及び警報伝達計画	○	—	P 138
第7節 災害情報通信計画	○	—	P 146
第8節 災害広報計画	○	—	P 157
第9節 土砂災害防止計画	○	—	P 160
第10節 竜巻等突風等応急対策	○	移設	P 163
第11節 交通対策計画	○	—	P 165
第12節 災害救助法適用計画	○	移設	P 168
第13節 避難計画	○	移設	P 171
第14節 要配慮者の安全確保対策計画	○	—	P 183
第15節 救急救助・医療救護計画	○	—	P 186
第16節 遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画	○	—	P 189
第17節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画	○	—	P 191
第18節 応急住宅対策計画	○	—	P 196
第19節 文教対策計画	○	—	P 199
第20節 障害物除去計画	○	—	P 201
第21節 緊急輸送計画	○	—	P 202
第22節 要員確保計画	○	—	P 204
第23節 環境衛生計画	○	—	P 206
第3章 災害復旧復興対策計画	○	—	P 211
第1節 迅速な災害復旧計画	○	—	P 211
第2節 計画的な災害復興計画	○	—	P 214
第3節 生活再建等の支援計画	○	—	P 215
第4章 複合災害対策計画	○	—	P 229
第1節 基本方針	○	—	P 229
第2節 予防・事前対策	○	—	P 230
第3節 応急対策	○	—	P 232
第5章 広域応援計画	○	—	P 234
第1節 基本方針	○	—	P 234
第2節 具体的取組	○	—	P 234
第6章 事故災害等対策計画	○	—	P 245
第1節 火災対策計画	○	—	P 245
第2節 林野火災対策計画	○	移設	P 247
第3節 危険物等災害対策計画	○	—	P 249

(※赤字は新設項目)

小鹿野町地域防災計画 目次構成(案)		現行計画 記載状況	備考	素案 掲載頁
風水害・事故災害等対策編				
第6章 事故災害等対策計画				
第4節	原子力事故災害対策計画	○	—	P 252
第5節	農業災害対策計画	○	—	P 257
第6節	道路災害対策計画	○	—	P 258
第7節	航空機事故対策計画	○	—	P 260
第8節	雪害対策計画	○	新設	P 262
第9節	火山噴火降灰対策計画	○	—	P 268
第10節	文化財災害対策計画	○	—	P 272
第11節	大規模停電対策計画	○	—	P 273
第12節	ライフライン災害対策計画	○	新設	P 274
震災対策編				
第1章 震災予防計画		○	—	P 277
第1節	防災組織整備計画	—	新設	P 277
第2節	防災まちづくり計画	○	—	P 277
第3節	震災に強い地域(社会)づくり計画	○	移設	P 277
第4節	建築物耐震性向上等計画	○	移設	P 281
第5節	防災教育計画	○	—	P 284
第6節	防災訓練計画	○	—	P 284
第7節	防災活動拠点等整備計画	○	—	P 284
第8節	応急活動及び応援協力体制の整備計画	—	新設	P 284
第9節	災害情報体制の整備計画	○	—	P 285
第10節	避難予防対策計画	○	—	P 285
第11節	要配慮者安全確保計画	○	移設	P 285
第12節	物資及び資機材等の備蓄計画	○	—	P 286
第13節	医療体制等の整備計画	○	—	P 286
第14節	帰宅困難者対策	○	移設	P 287
第15節	調査研究	○	移設	P 289
第16節	地盤災害予防計画	○	移設	P 291
第17節	地震火災等の予防計画	○	移設	P 291
第18節	危険物等災害予防計画	○	移設	P 293
第19節	ライフライン災害予防計画	—	新設	P 293
第2章 震災応急対策計画		○	—	P 297
第1節	活動体制計画	○	—	P 297
第2節	事前措置及び応急措置等計画	—	新設	P 302
第3節	応援協力要請計画	○	移設	P 302
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	○	—	P 302
第5節	県防災ヘリコプター出場要請計画	○	—	P 302
第6節	災害情報通信計画	○	移設	P 302

(※赤字は新設項目)

小鹿野町地域防災計画 目次構成(案)	現行計画 記載状況	備考	素案 掲載頁
震災対策編			
第2章 震災応急対策計画			
第7節 広報広聴計画	○	移設	P 307
第8節 土砂災害防止計画	○	—	P 309
第9節 消防活動計画	○	—	P 310
第10節 災害救助法適用計画	○	移設	P 312
第11節 交通対策計画	○	移設	P 313
第12節 避難計画	○	—	P 314
第13節 要配慮者等の安全確保対策	○	移設	P 314
第14節 救急救助・医療救護計画	○	移設	P 315
第15節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画	○	移設	P 316
第16節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画	○	移設	P 316
第17節 応急住宅対策	○	移設	P 316
第18節 文教対策計画	○	移設	P 317
第19節 障害物除去計画	○	移設	P 320
第20節 緊急輸送計画	○	移設	P 320
第21節 要員確保計画	○	移設	P 320
第22節 環境衛生計画	○	移設	P 320
第23節 公共施設等の応急対策	○	移設	P 321
第24節 帰宅困難者支援対策	○	移設	P 323
第25節 ライフライン災害対策計画	○	新設	P 326
第3章 震災復旧復興対策計画			
第1節 迅速な災害復旧計画	○	—	P 330
第2節 計画的な災害復興計画	○	—	P 330
第3節 生活再建等の支援計画	○	—	P 330
第4章 複合災害対策計画			
第1節 基本方針	○	—	P 330
第2節 予防・事前対策	○	—	P 330
第3節 応急対策	○	—	P 330
第5章 広域応援計画			
第1節 基本方針	○	—	P 330
第2節 具体的取組	○	—	P 330
第6章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置			
第1節 基本方針	—	新設	P 331
第2節 具体的取組	—	新設	P 331
第7章 最悪事態(シビアコンディション)への対応			
第1節 シビアコンディションを設定する目的	○	—	P 333
第2節 シビアコンディションへの対応	○	—	P 333
第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施	○	—	P 333